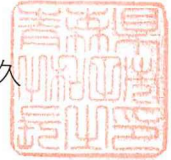


写

十市総第856号
令和5年10月4日

十和田市特別職報酬等審議会会長 様

十和田市長 小山田 久



十和田市特別職報酬等の額について（諮問）

十和田市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問いたしますので、ご審議いただき、ご答申くださいますようお願い申し上げます。

記

諮問事項 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について